

議案第94号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																	
人 事 課	人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴い一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給額等について所要の改正措置等を講ずるとともに、特別職に属する常勤の職員及び市議会議員の期末手当についても所要の改正措置を講ずる必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。																																	
内 容	<p>【改正趣旨】 人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給額等について所要の改正措置等を講ずるとともに、特別職に属する常勤の職員及び市議会議員の期末手当についても所要の改正措置を講ずるもの。</p> <p>【改正内容】 (1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正 ① 第1条関係 ア 12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定（第22条関係）</p> <table border="1" data-bbox="496 1016 1445 1308"> <thead> <tr> <th>手当区分</th> <th>給料表</th> <th>職員区分</th> <th>【現行】</th> <th>【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">勤勉手当</td> <td rowspan="2">行政職</td> <td>再任用以外</td> <td>100分の80</td> <td>100分の90</td> </tr> <tr> <td>再任用</td> <td>100分の37.5</td> <td>100分の42.5</td> </tr> <tr> <td>医療職(1)</td> <td>100分の95</td> <td>現行どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療職(2)</td> <td>再任用以外</td> <td>100分の80</td> <td>100分の90</td> </tr> <tr> <td>再任用</td> <td>100分の37.5</td> <td>100分の42.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 給料月額の引上げ ・別表第1(その1)関係 行政職給料表(1)の月例給を、平均0.14%引上げ ・別表第1(その2)関係 医療職給料表(1)の月例給を、平均0.11%引上げ ・別表第1(その3)関係 医療職給料表(2)の月例給を、平均0.33%引上げ 平成28年4月に遡って実施</p> <p>ウ イに伴う昇格時号給対応表の改定（別表第1(その2)関係） 行政職給料表及び医療職給料表(2)は、昇格時号給対応表の改定なし</p> <p>② 第2条関係 ア 6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定（第22条関係）</p> <table border="1" data-bbox="480 1966 1445 2063"> <thead> <tr> <th>手当区分</th> <th>給料表</th> <th>職員区分</th> <th>【現行】</th> <th>【改正案】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>行政職</td> <td>再任用以外</td> <td>100分の90</td> <td>100分の85</td> </tr> </tbody> </table>	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】	勤勉手当	行政職	再任用以外	100分の80	100分の90	再任用	100分の37.5	100分の42.5	医療職(1)	100分の95	現行どおり	医療職(2)	再任用以外	100分の80	100分の90	再任用	100分の37.5	100分の42.5	手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】	勤勉手当	行政職	再任用以外	100分の90	100分の85
手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】																														
勤勉手当	行政職	再任用以外	100分の80	100分の90																														
		再任用	100分の37.5	100分の42.5																														
	医療職(1)	100分の95	現行どおり																															
	医療職(2)	再任用以外	100分の80	100分の90																														
		再任用	100分の37.5	100分の42.5																														
手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】																														
勤勉手当	行政職	再任用以外	100分の90	100分の85																														

		(6月・12月)		
		再任用 (6月・12月)	100分の42.5	100分の40
	医療職(1)	(6月・12月)	100分の95	現行どおり
	医療職(2)	再任用以外 (6月・12月)	100分の90	100分の85
		再任用 (6月・12月)	100分の42.5	100分の40

【施行期日】

- ① 第1条関係 公布の日
- ② 第2条関係 平成29年4月1日

(2) 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正

- ① 付則第5項関係:12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第4条第2項関係)

【現行】100分の217.5 ⇒ 【改正案】100分の227.5

※ 教育長及び病院事業管理者は別条例で規定しているがこの条例を準用

- ② 付則第6項関係:6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第4条第2項関係)

6月【現行】100分の202.5 ⇒ 【改正案】100分の207.5

12月【現行】100分の227.5 ⇒ 【改正案】100分の222.5

【施行期日】

- ① 付則第5項関係(12月分期末手当) 公布の日
- ② 付則第6項関係(6月及び12月分期末手当) 平成29年4月1日

(3) 三田市議会議員報酬等に関する条例の一部改正

- ① 付則第7項関係:12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第6条第2項関係)

【現行】100分の217.5 ⇒ 【改正案】100分の227.5

- ② 付則第8項関係:6月及び12月に支給する期末手当の支給割合の改定(第6条第2項関係)

6月【現行】100分の202.5 ⇒ 【改正案】100分の207.5

12月【現行】100分の227.5 ⇒ 【改正案】100分の222.5

【施行期日】

- ① 付則第7項関係(12月分期末手当) 公布の日
- ② 付則第8項関係(6月及び12月分期末手当) 平成29年4月1日